



新立川航空機が新立川航空機<5996>株式の大量保有報告書を提出



新立川航空機<5996>について、新立川航空機が11月1日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

報告書によると、新立川航空機の新立川航空機株式保有比率は、99.09%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2011年10月26日。